



# 島根県報

令和2年12月4日（金）

号外 第 148 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始 (2件)

( " ) 3

# 告 示

## 島根県告示第719号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年12月4日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長			
一般国道	186号	浜田市金城町上来原416番1地先から同401番9地先まで	前	メートル 8.70～ 25.90	メートル 186.60		交通安全工事 拡幅	
			後	11.80～ 25.90	186.60			
〃	261号	江津市桜江町谷住郷2738番4地先から同市松川町長良249番3地先まで	前 A	7.50～ 36.00	951.00	浜田県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	7.50～ 36.00			951.00
				B	12.00～ 85.00			1,569.00
〃	488号	益田市匹見町広瀬イ959番1地先から同地先まで	前	11.30～ 26.30	60.00	益田県土整備事務所	災害防除工事 拡幅	
			後	26.30～ 44.10	60.00			
県 道	田所国府線	浜田市金城町追原5番1地先から同73番5地先まで	前	A	5.00～ 14.90	217.50	浜田県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 災害防除工事 拡幅
				B	3.90～ 15.30	303.60		
			後	A	5.00～ 14.90	217.50		
				B	4.00～ 27.80	303.60		

## 島根県告示第720号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年12月4日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	186号	浜田市金城町上来原37番地先から同38番1地先まで	メートル 118.80	令和2年 12月4日	浜田県土整備 事務所	
県道	江津港線	江津市江津町1285番3地先から同町1258番11地先まで	114.66	令和2年 12月4日		
〃	桜江金城線	江津市桜江町市山562番2地先から同町八戸182番地先まで	1,794.20	令和2年 12月6日		

## 島根県告示第721号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 4 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	314号	仁多郡奥出雲町三成633番6地先から同地先まで	メートル 15.00	令和2年 12月4日	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	
〃	432号	仁多郡奥出雲町亀嵩1406番5地先から同1368番1地先まで	360.00	令和2年 12月4日		